

<<旅館業許可取得後に必要となる手続き>>

届出様式は、さいたま市ホームページで  旅館業 様式

①届出事項について変更があった場合

「旅館業営業許可承認事項変更届」に、下記の必要書類を添えて、変更後10日以内に保健所に提出してください。 ※手数料不要

変更内容	必要書類
○施設名称	・旅館業営業許可書(原本)
○法人申請者の名称、所在地	・旅館業営業許可書(原本) ・履歴事項全部証明書 (原本の提出、もしくは原本の提示および写しの提出)
○法人申請者の代表者	・旅館業営業許可書(原本) ・履歴事項全部証明書 (原本の提出、もしくは原本の提示および写しの提出) ・疎明書(法人の役員全員について必要となります)
○個人申請者の氏名、住所	・旅館業営業許可書(原本)
○設備・構造(軽微な変更)	・変更内容が確認できる図面(新旧) ※事前に保健所に図面相談をしてください。
○上記以外の申請書記載事項 (例:衛生に管理に係る責任者)	・お問い合わせください。

☆ 次の場合は変更届ではなく、新規申請が必要となります (手数料がかかります)。

- 施設を移転する場合
- 施設を建て直す場合
- 大規模な構造設備の変更をする場合
- 営業者が変わる場合(個人⇒別の個人、法人⇒別法人、個人⇔法人)

②営業をやめた場合

廃止後10日以内に、「旅館業営業停止(廃止)届」に旅館業営業許可証の原本を添付して提出してください(営業許可証を紛失している場合は、届出にその旨記載の上で提出してください)。

③営業を一時停止(全部または一部)する場合

旅館業の全部または一部を停止(休業)する場合は、停止後10日以内に、「旅館業営業停止(廃止)届」を保健所に提出してください。

④相続による承継をする場合

個人営業者が死亡し、相続人が開設者の地位を承継する場合の手続きです。

「旅館業営業相続承認申請書」に下記の書類を添えて、相続後60日以内に保健所に申請してください。審査後に後日「旅館業営業相続承認書」を交付します。承認書の受け取り時に、許可証への裏書を行います。

- ・戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)※
 - ①被相続人(死亡した開設者)の出生から死亡までの戸籍謄本
 - ②相続人全員の戸籍謄本(①に記載されている方については省略可能です)注:除籍謄本や改製原戸籍等が必要になる場合があります。
※法定相続情報一覧図の写し(法務局発行)でも可。
- ・相続人が複数いる場合は、相続人全員の同意書。
- ・旅館業法第3条第2項第5～8号に係る疎明書。
- ・施設の敷地の周囲おおむね200メートルの区域内に存する旅館業法第3条第3項各号に掲げる施設、主要建物及び道路を示す見取図。
- ・手数料 7,400円

⑤合併・分割による承継をする場合

法人による営業で、合併や分割により設立された法人が、営業者の地位を承継する場合の手続きです。

「旅館業営業承継承認申請書」に下記の書類を添えて、保健所に申請してください。
合併や分割の手続きを行う前に、保健所に申請をする必要があります(事前申請)。
合併・分割の登記を完了した後の手続きとなった場合は、新規申請となります。
審査後に後日「旅館業営業承継承認書」を交付します。また、登記完了後に登記事項証明書の原本確認の上で、許可証への裏書を行います。

- 合併の場合
- ・合併により存続する法人もしくは合併により設立される法人の定款又は寄付行為の写し
 - ・合併契約書の写し
 - ・旅館業法第3条第2項第5～8号に係る疎明書(承継する法人の役員全員分)。
 - ・施設の敷地の周囲おおむね200メートルの区域内に存する旅館業法第3条第3項各号に掲げる施設、主要建物及び道路を示す見取図。
 - ・手数料 7,400円

- 分割の場合
- ・分割により設立される法人の定款又は寄付行為の写し
 - ・分割計画書又は分割契約書(吸収分割の場合)の写し
 - ・旅館業法第3条第2項第5～8号に係る疎明書(承継する法人の役員全員分)。
 - ・施設の敷地の周囲おおむね200メートルの区域内に存する旅館業法第3条第3項各号に掲げる施設、主要建物及び道路を示す見取図。
 - ・手数料 7,400円

お問い合わせは... さいたま市保健所 環境薬事課 環境衛生係
〒338-0013 さいたま市中央区鈴谷7-5-12
TEL:048-840-2227 / FAX:048-840-2232 / kankyo-yakuji@city.saitama.lg.jp